

「はい、こちら企業の
労働110番です」
電話の主は、ある製造
会社の総務課長さんでし
た。

「36協定の特別条項で
協定する時間数に制限は

あります。
法定時間外労働を行
際に締結する36協定（時
間外・休日労働に関する
協定）で協定できる時
数には、限度時間があり
ます。（一般労働者で1
年）

名北協会相談員日誌 ⑥

じちかく企業の 労働110番です



一般社団法人 名北労働基準協会
事業企画推進部課長代理・労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

36協定の特別条項と過重労働

の心身に大きな影響を与
えます。労災の認定にお
いては、脳・心臓疾患に
ついて時間外労働が発症
する場合、臨時、突発的
な事由に限りますが
「特別条項」でその時間
を定めることにより、年
間の半分の期間
についてはその
定めた範囲内の
時間外労働を行
わせることができます。
電話でのご質
問は、この特別
条項で協定する
時間についてで
すが、これにつ
いては特に制限
はないため、任
意の時間数を協
定することができます。
しかし、36協
定によって労働の
基準法上の時間外労働の
違法性はなくなつたとし
ても、時間外労働を行わ
せるには十分な注意が必
要です。

長時間労働は、労働者
の心身に大きな影響を与
えます。労災の防止には、
職務の潜在的な危険性、

カ月45時間、1年で36
0時間等）ただし、この
限度時間をやむを得ず超
える場合、臨時、突発的
な事由に限りますが
「特別条項」でその時間
を定めることにより、年
間の半分の期間
についてはその
定めた範囲内の
時間外労働を行
わせることができます。
電話でのご質
問は、この特別
条項で協定する
時間についてで
すが、これにつ
いては特に制限
はないため、任
意の時間数を協
定することができます。
しかし、36協
定によって労働の
基準法上の時間外労働の
違法性はなくなつたとし
ても、時間外労働を行わ
せるには十分な注意が必
要です。

えます。労災の認定にお
いては、脳・心臓疾患に
ついて時間外労働が発症
する場合、臨時、突発的
な事由に限りますが
「特別条項」でその時間
を定めることにより、年
間の半分の期間
についてはその
定めた範囲内の
時間外労働を行
わせることができます。
電話でのご質
問は、この特別
条項で協定する
時間についてで
すが、これにつ
いては特に制限
はないため、任
意の時間数を協
定することができます。
しかし、36協
定によって労働の
基準法上の時間外労働の
違法性はなくなつたとし
ても、時間外労働を行わ
せるには十分な注意が必
要です。

えます。労災の認定にお
いては、脳・心臓疾患に
ついて時間外労働が発症
する場合、臨時、突発的
な事由に限りますが
「特別条項」でその時間
を定めることにより、年
間の半分の期間
についてはその
定めた範囲内の
時間外労働を行
わせることができます。
電話でのご質
問は、この特別
条項で協定する
時間についてで
すが、これにつ
いては特に制限
はないため、任
意の時間数を協
定することができます。
しかし、36協
定によって労働の
基準法上の時間外労働の
違法性はなくなつたとし
ても、時間外労働を行わ
せるには十分な注意が必
要です。

合、企業は安全配慮義務

違反を問われ、非常に大
きな代償を背負わなくて
はなりません。つい先日
も、居酒屋チェーン店勤
務で過労自殺した方の遺
族が会社と1億3千万円

で和解したとの報道があ
りましたが、このように
過労自殺の賠償は億
単位に及ぶことが少
なくありません。

今回ご相談の総務
課長さんに、長時間
労働が常態化してい
る理由をお聞きする
と、「その人にしか
できない仕事がある
から」との答えでし
た。しかし、一人の
従業員にしかできな
い仕事のために、そ
の大切な、唯一の従
業員が過重労働に倒れて
しまったら、会社の業務
そのものが止まってしま
いますし、それに加えて
多額の賠償に企業イメ
ージの悪化も避けられませ
ん。

わり、網羅的に見つけ出
し、これを除去、低減す
るリスクアセスメントを
行うことが有効とされて
おります。

従業員と企業の双方を
守るため、労務担当者は、
物理的に起ころる事故だけ
でなく、労働時間など労
働全般についてのリスク
アセスメントを心掛ける
ことが必要です。



して取り扱われます。精
神疾患についても発症前
1ヶ月に160時間、3
週間で120時間の時間
外労働があれば、業務と
の関連が認められます。
長時間労働が原因とな
る病気で従業員が倒れた
り、過労自殺に至つた場

平成28年2月26日開催、
第5回労働トラブル防止
総合講座では、「労働リ
スクアセスメントと安全
配慮義務」と題し、弁護
士の庄司俊哉氏に労働全
般へのリスクアセスメン
ト等についてお話をいただ
きます。ぜひともご受講
いただきますようご案内
申し上げます。詳しくは、
当協会総合受付（☎ 05
2-961-1666）まで。

イラスト・森沢康代